

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月13日

徳島県監査委員
 福西片喜岡 永山多田 義正隆宏理 和二司思絵

監査結果の公表年月日		平成23年11月24日										
監査の結果		講じた措置										
(1) 収入証紙に関する事務処理で適切でないもの	<p>< 薬務課 > 収入証紙による納付があった場合は，収入証紙条例施行規則に基づいた事務処理の徹底を図る必要がある。</p>	<p>所属長が，未決裁となっていた収入証紙収納簿の決裁処理を直ちに行うとともに，管理職員をはじめ関係事務職員に対して，徳島県収入証紙条例及び関係規則の規定に基づく事務手続きの周知徹底を図った。これの実践として，管理職員が原則毎日，収納簿の記載内容及び所属長による決裁処理を確認することと併せ，収入証紙貼付申請書等の消印処理と突合することにより，収納簿の記載・決裁漏れ及び収入証紙の消印忘れ等の発生防止に努めている。今後も引き続いて，条例，規則に基づく適正な事務処理に努める。</p>										
(2) 歳入で未収となっているもの	<p>< 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 > 県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度決算額</td> <td>1,452,991,165円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度決算額</td> <td>1,452,518,107円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>473,058円</td> </tr> </table> <p>税外収入の収入未済額の状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度決算額</td> <td>33,554,385円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度決算額</td> <td>34,704,512円</td> </tr> </table>	平成22年度決算額	1,452,991,165円	平成21年度決算額	1,452,518,107円	増減額	473,058円	平成22年度決算額	33,554,385円	平成21年度決算額	34,704,512円	<p>滞納となった県税については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき，計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。しかし，賦課徴収を市町村が行う個人県民税については，平成19年度に税源移譲が行われ課税額が1.8倍に増加したことから，収入未済額が年々累増し22年度決算においては収入未済額全体の72.7%を占める状況となっている。</p> <p>そのため市町村への徴収支援として，平成23年度においては，県の徴収職員を市町村に派遣して市町村税務職員と共に滞納整理を行う「県の税務職員の市町村短期派遣制度」により1市2町1村に県の徴収職員8名を派遣，「徳島滞納整理機構」へ県のベテラン徴収職員2名を派遣する等の体制強化を図り，県と市町村とが連携・協働して税込確保と収入未済額の縮減に取り組んでいる。さらには現年課税分の収入未済額の発生を抑制するため，滞納の発生し難い給与所得者に対する「特別徴収制度の普及・拡大」にも取り組んでいるところである。</p> <p>また，過去においては個人住民税（個人県民税と個人市町村民税を併せたものの総称）の滞納事案を県が市町村から引き受け，直接滞納整理を行う「地方税法第48条の規定に基づく徴収引受制度」や市町村職員が県の徴収現場で滞納整理の実務を経験して事務のスキルアップ</p>
平成22年度決算額	1,452,991,165円											
平成21年度決算額	1,452,518,107円											
増減額	473,058円											
平成22年度決算額	33,554,385円											
平成21年度決算額	34,704,512円											

増 減 額	1,150,127円
-------	------------

プを図る「市町村職員の税務（徴収）事務研修生受入制度」等も積極的に活用しているところである。

その他の税目については、定期的に「滞納者分析会議」を実施して滞納整理の方針を協議し、納付意思を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでおり、電話催告、臨戸による納税指導のほか、「滞納繰越分整理強調月間（7月～9月）」を設定して滞納繰越分を集中的に処理している。特に個人県民税に次いで収入未済額の多い自動車税については滞納件数も多いため、担当職員から毎月の処理状況の報告を求めて進行管理に努めている。

この結果、東部県税局管内の県税の平成22年度決算における収入未済額1,452,991,165円が平成24年1月31日現在で1,131,462,622円となり、321,528,543円(22.1%)減少した。

また、税外収入は平成22年度決算における収入未済額33,554,385円が31,769,255円となり1,785,130円(5.3%)減少した。

今後も納期内納付の広報、適時適切な納税指導により自主納税の促進を図るとともに、公正公平な税務行政を進めていくため、厳正な滞納処分を実施することで、県税収入等の確保に努めたい。また、個人県民税については、関係市町村と連携を一層密にして徴収支援の充実に努めたい。

< 地域福祉課 >

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済額の状況

平成22年度決算額	1,212,000円
平成21年度決算額	1,259,000円
増 減 額	47,000円

債務者が指定養成施設卒業後1年以内において、県内で介護福祉士等として7年間（過疎地については3年間）引き続き従事した場合に返還免除となるが、卒業後、規則で定める指定業務に従事しないことにより返還債務が発生し、収入未済となっている。

返納金については、債務者及び連帯保証人に対し、昼間・夜間の電話や書面による償還指導に努めるとともに、個々の債務者等の生活状況に応じて分割納付等の指導も行った。

その結果、平成22年度決算額で1,212,000円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに10,000円を収納した。

今後も引き続き、債務者等に係る生活状況の把握と計画的な償還指導、督促を実施し、一層の収入確保に努めたい。

< 医療健康総局医療政策課 >

返納金（看護師等修学資金貸付金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金貸付金）の収入未済額の状況

平成22年度決算額	3,219,000円
平成21年度決算額	4,020,000円
増 減 額	801,000円

収入未済額については、滞納者の生活・資力状況に応じた償還計画に基づき償還されているところであるが、経済的な事情等から一部償還が滞っている者については、その実情把握に努めるとともに、文書・電話はもとより本人及び連帯保証人の自宅を訪問し、面談の上、償還指導を行った。

その結果、平成22年度決算額で3,219,000円（8名）であった収入未済額のうち、平成24年1月31日までに232,000円（6名）を収納し、このうち2名については、償還が終了した。

また、償還実績のない滞納者2名（うち1名は死亡）についても、文書・電話はもとより、本人及び連帯保証人の自宅を複数回にわたって訪問するなど、粘り強く償還指導を行っている。

今後においても、継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査

や督促を行い、必要に応じ償還計画の見直しを行うなど、引き続き滞納繰越額の縮減に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<長寿保険政策局長寿介護課>
 社会福祉使用料（旧県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

社会福祉使用料（旧県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済額の状況

平成22年度決算額	3,029,875円
平成21年度決算額	3,064,875円
増減額	35,000円

債務者は1名であり、この債務者は公的年金以外に収入が無く、しかも寝たきり状態で入院中であり、強制徴収ができない厳しい状況にある。そのため、弁護士とも綿密に協議した上で、債務者の身元引受人である長男に任意の支払を求めているが、制度上、身元引受人は債務の連帯保証人ではなく、法的な措置を採用することもできないことから、その経済的事情も考慮し、やむを得ず分割納付を進めているところである。課内で未収金対策に係る協議を行い、身元引受人に粘り強く納付を促した結果、平成22年度決算額で3,029,875円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに20,892円を収納したが、未収額に比して回収額が少ないことから、年度末に向け、なお一層の督促を行っていく。身元引受人が支払の意思を示し、少額ながらも弁済が継続されていることから、今後においても、確実に納付が行われ、また、できる限り早期に回収ができるよう、督促に努めてまいりたい。

<東部保健福祉局 徳島庁舎>
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成22年度決算額	120,648,284円
平成21年度決算額	105,433,687円
増減額	15,214,597円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	131,396,494円
平成21年度決算額	132,741,566円
増減額	1,345,072円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

- 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促、戸別訪問（随時）による債権回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行っている。その結果、平成22年度決算額で6,921,720円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに278,500円を収納した。また、市町村と連携し、年3回の定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生の予防に努めた。今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導を行い、収入の確保に努めるとともに、受給者への定期的状況調査により、返納金発生の予防に努めたい。
- 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況
 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状等の文書送付、電話、訪問等あらゆる機会を捉えて納付督促を行っている。また、債権管理台帳等による適切な債権管理に努める一方、局内対策会議を定期的開催し、職員間での情報・認識の共有等を行った。加えて、特に納入の滞りがちな保護廃止世帯からの回収を重点目標とし、生活状況を把握した上で、地区担当者等がチームを組んで直接訪問するなど精力的に取り組んでいる。このほか、市町村合併により、生活保護事務が移管された吉野川市、阿波市における未収金については、両市福祉事務所や地元民生

平成22年度決算額	21,244,521円
平成21年度決算額	20,826,917円
増 減 額	417,604円

委員協議会の協力を求め、世帯の状況等を聴取した上で、両市担当者や民生委員等と同行訪問して納入を促している。

その結果、平成22年度決算額で113,726,564円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに5,412,107円を収納したほか、重点的に取り組んだ保護廃止世帯のうち、債務者の生活状況から回収が困難と思われた債務者にも返納履行を誓約させるとともに、債務承認書を徴収することにより、今年度成立予定の時効を中断させることができた。

また、「申告義務のしおり」を配布することで、被保護者に収入申告等の届出義務の周知徹底を図るとともに、民生委員や関係機関にも配布、説明し、生活状況の把握についての協力を求めるなど、未収金発生未然防止・早期発見に努めた。

今後は、管内市町村、民生委員等関係者とさらなる連携強化を図り、債務者等の生活状況を把握するとともに、民生委員との同行訪問を定期的に行い徴収に努めるほか、被保護者に対して定期的に「申告義務のしおり」等を配布することにより、適正な収入申告についての理解をより一層徹底し、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

母子・寡婦福祉資金貸付金については、貸付申請時に担当者や母子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や連帯保証人の責任についての説明と適正な償還計画・口座振替を指導するとともに、償還開始の1か月前には借受人にその旨通知するなど、口座振替が確実なものとなるよう徹底指導を行い、未収金の発生予防に努めた。

また、滞納が継続している者については「母子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し督促状の送付や償還状況の通知、訪問や電話による償還指導を粘り強く実施するとともに、今年度も連帯保証人に対する償還指導の強化を継続した。

その結果、平成22年度決算額で母子福祉資金131,396,494円、寡婦福祉資金21,244,521円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに母子7,912,387円、寡婦1,035,078円を収納した。

また、償還開始後間もない者が、滞納した場合は速やかに連絡を行うとともに、昨年度から実施している母子寡婦福祉資金貸付金償還指導強化週間を今年度も実施し、平成23年度から償還を開始し、昼間に連絡が取れない滞納者に対して、夜間に電話督促を行い、納入を求めるなど早期対応に取り組んだ。

平成23年度の新たな取組みとして、徳島県指定金融機関等に口座を持っている者で、償還が完了していない者を対象として、口座再振替制度を開始し364,290円を収納している。

今後においても、市町村と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るとともに、債務者に対しては適切な償還指導を行い、より一層の収入確保に努めたい。

< 障害者相談支援センター >

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生

掛金未納者に対し督促状を送付するとともに、電話による督促を行

を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	13,424,320円
平成21年度決算額	13,410,860円
増 減 額	13,460円

い、戸別訪問も実施した。また、今年度の新たな取組みとして、債権回収強化月間（10月）を設け、障害福祉課職員とともに集中的に戸別訪問を行った。

戸別訪問に際しては、未納者等に直接会って督促に努め、訪問等しても不在で連絡がとれない未納者については、繰り返し戸別訪問するとともに必要に応じて夜間訪問も行い、適切な債権管理に努めた。

平成23年12月には、本制度からの脱退により、脱退一時金を受けられる掛金未納者1名について、本人の了解のうえ脱退一時金の100,000円を未収金へ充当した。

新たな収入未済の発生を防ぐため、新しく加入を希望される方については、本制度の趣旨等を説明するとともに、滞納に対する注意喚起も併せて行った。

これらの取組みの結果、平成22年度決算額で13,424,320円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに790,900円を収納した。

今後も引き続き未納者への督促を粘り強く行い、収入確保に努めたい。

< 地域経済課 >

中小企業近代化資金貸付金元利収入、違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	1,410,179,731円
平成21年度決算額	1,426,605,466円
増 減 額	16,425,735円

違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金）の収入未済額の状況

平成22年度決算額	1,944,395円
平成21年度決算額	2,004,395円
増 減 額	60,000円

中小企業近代化資金貸付金元利収入、違約金及び延納利息については、従来から債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）に対し、電話や文書、訪問等による督促を行うほか、担保物件の処分、分割納付等により債権回収を図っている。

平成18年3月に債権管理業務の基本的な処理方法を定めた債権管理マニュアルを策定し債務者等の償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施して、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。

また、平成20年度からはサービサー（債権回収会社）に債権回収業務を委託し、民間企業の専門的な知識や技術を活用した回収強化に取り組んでいる。

サービサーは、個別訪問や面談を通じて連帯保証人の償還意思や能力などを見極めながら、安易な少額分納に応じることなく、強制執行などの法的措置も視野に入れて督促・交渉を進めている。

これらの取組みの結果、平成22年度決算額で1,412,124,126円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに49,570,660円を収納した。

今後とも、サービサーと連携し、債務者等への督促・交渉を強化し、資産売却を含めた債権回収策の検討を行うとともに、倒産した者に対しては、債務者等の所在、資産の状況、支払能力、相続の状況等について、可能な限り状況把握を行い、債務者等に対する訪問・督促等を行うことで、引き続き、債権回収を進めてまいりたい。

< 労働雇用政策局労働雇用課 >

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の

貸付先である協同組合が休眠状態にあるため、連帯保証人に対して保証債務の履行を求め、徳島地方裁判所に提訴し、平成18年12月に勝訴した。

その後、相手側が控訴したが、高松高等裁判所による控訴棄却判決

状況

平成22年度決算額	9,364,557円
平成21年度決算額	9,770,000円
増 減 額	405,443円

があり、平成19年8月に同判決が確定した。

連帯保証人に対しては、支払督促状を送付するとともに、償還案を提示するなど再三にわたり実現可能な債務返済計画書の提出を求めてきたが、提出がないことから、平成21年7月に県、県側弁護士、連帯保証人による協議を行い、債務に関する返済の意思を確認し、早期の返済を促した。

平成21年3月から、連帯保証人の返済が行われ、平成23年度は連帯保証人からの毎月1万円の返済により平成22年度決算額で9,364,557円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに100,000円を収納した。

また、連帯保証人からは定期的な返済が行われているものの、その返済額が少額であることから、平成24年1月に再度、返済に関する協議を行い、「完済の見通しがつく返済計画書」を平成23年度末までに提出するよう要求している。

今後とも、できるだけ早期の債権回収に努めたい。

< 農林水産政策課 >

農業改良資金貸付金元金収入、違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金に係る違約金）及び林業改善資金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	21,014,587円
平成21年度決算額	26,960,587円
増 減 額	5,946,000円

農業改良資金貸付金元金収入については、これまで月1回程度の電話または訪問面談による督促を行った。

その結果、平成22年度決算額で21,014,587円（6名）であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに1,259,371円（5名）を収納し、収入未済額は19,755,216円となっている。

また、農業改良資金貸付金に係る違約金については、平成22年度決算額で338,760円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに232,810円を収納し、収入未済額は105,950円となっている。

林業改善資金貸付金元金収入については、債務者（1名）が自己破産しており、連帯保証人に電話での督促を行った結果、平成22年度決算額で5,867,402円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに5,000円を収納し、収入未済額は5,812,402円となっている。

経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されている。

今後とも、引き続き、債務者等の経済状況を把握しながら、電話督促や訪問面談を基本とし、さらなる分割納入の推進や連帯保証人への支払請求等、未収金対策の措置を講じていく。

違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金に係る違約金）の収入未済額の状況

平成22年度決算額	338,760円
平成21年度決算額	383,246円
増 減 額	44,486円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	5,867,402円
平成21年度決算額	6,339,402円

増 減 額	472,000円
-------	----------

< 用地対策課 >
 特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	573,227,428円
平成21年度決算額	577,227,428円
増 減 額	4,000,000円

平成23年4月から平成24年1月までの間、厳しい県財政の下、これまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえ、毎月2回程度は債務者(株式会社)を訪問又は県庁で面談するなどし、24回にわたり代表取締役に対し督促を行った。

特に、定期監査後は、債務者に提出させた決算関係書類から財務分析を行い、償還について強力に折衝した結果、債務者の代表取締役は、東日本大震災や円高の影響により受注量が落ち込むなど、厳しい経営環境が続いているが、最大限の償還ができるよう努力するとの意思表示をし、平成23年10月及び12月に100万円ずつ納付し、本年度の償還合計額は平成24年1月末現在で400万円となった。また、2月以降も、受注量等の一段の落ち込みや、取引先の不渡りなどがなければ、年度内に納付を行うとの意思を示していることから、最終的には昨年度の償還額(400万円)を上回る納付を見込んでいる。

債務者の経営状況については、自動車部品の加工を主たる業務としているため、米国発の金融危機に端を発する新車販売台数の大幅な落ち込みの影響を受け、平成20年12月以後の受注量は、最悪期には従前の3割を切るまでに落ち込んでいた。平成22年頃にはやや持ち直し、受注量も従前の6~7割程度まで回復したものの、それ以降も、長期化する円高、東日本大震災やタイ洪水による大手自動車メーカーの減産等の影響で、債務者の大口取引先である自動車部品メーカーから厳しいコストダウンを求められており、受注はあってもそれがなかなか増益に結びつかない厳しい経営環境が続いている。

しかしながら、厳しい県財政の下、従前にも増して未収金の解消に向けた努力が求められているため、経済情勢及び債務者の経営状況を常に把握し、債務者の償還意思と償還状況によっては、抵当権の実行等も視野に入れつつ、引き続き強力に折衝を重ね、更なる回収に努めたい。

< 住宅課 >
 住宅使用料、雑入(家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費)及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成22年度決算額	323,393,218円
平成21年度決算額	327,925,666円
増 減 額	4,532,448円

1 講じた措置

- (1) 呼出納付指導等の実施(高額滞納者以外)
 平成23年11月に、6カ月以上の滞納者206名及びその連帯保証人363名に対して、呼出納付指導(相談)を実施し、呼び出しに応じなかった者に対しては電話指導、文書による催告等を行った。
- (2) 夜間訪問納付指導(第3回)の実施(高額滞納者以外)
 平成23年12月に6ヶ月以上の滞納者108名((1)の指導に応じない者)を対象に、住宅課と住宅供給公社の職員による本年度3回目の「夜間訪問督促」を実施した。
 今後、さらに、第4回目の夜間訪問督促を実施する。
- (3) 第2回呼出納付指導(高額滞納者以外)

雑入（家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費）の
収入未済額の状況

平成22年度決算額	17,401,612円
平成21年度決算額	12,941,149円
増 減 額	4,460,463円

敷金収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	1,279,900円
平成21年度決算額	1,663,400円
増 減 額	383,500円

- (1),(2)の指導にかかわらず滞納の解消が図られない者については、平成24年3月に2回目の滞納者と連帯保証人に対する呼び出し、面談による納付指導を行う。
- (4) 訴訟を前提とした呼出納付指導の実施（高額滞納者）
平成23年8月から、継続的に高額滞納者に対する呼出納付指導を実施。
昨年度は滞納額55万円以上の滞納者を対象としていたが、今年度は滞納額50万円以上の者に拡大し、滞納者30名とその連帯保証人42名に対して、訴訟を前提とした呼出納付指導を行ったところ、3名が完納（滞納額合計約170万円）したのをはじめ、分割納付の履行、自主退去等の効果があった。
- (5) 悪質な高額滞納者に対する訴訟の提起
平成24年2月に、納付指導に応じない悪質な高額滞納者及びその連帯保証人に対して、家賃等の支払いと住宅明渡請求の訴訟3件を提起した。
（平成23年度は、6月に5件の訴訟提起済）
- (6) 差押による取立の執行
訴訟の判決確定後においても納付指導に従わない者については、調査を行い、資力があることが判明した場合は、差押による取り立てを行った。
今年度は、滞納者1名、連帯保証人3名について、給与差押命令の申し立てを行い、このうち1名が一括全額納付、1名は給与を差押えている。
- (7) 弁護士との連携強化
滞納事例には、自己破産、服役、行方不明、不正入居等、様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

2 今後の対応

継続的な電話による納付指導、夜間訪問督促、連帯保証人を含めた呼出指導など滞納者本人に直接指導することが、納付の促進に繋がっていることから、今後とも、早め早めに、こまめに納付指導・督促を実施して新たな滞納の発生を防止する。

また、滞納が生じた場合には、初期のうちに細やかな対応を行うとともに、悪質な高額滞納者に対しては、住宅の明け渡しを含めて法的措置を行うなど徴収強化を徹底する。

平成22年度末収入未済額の現在の状況
住宅使用料の状況

平成22年度末の収入未済額	323,393,218円
上記の平成24年1月末現在の収入未済額	288,691,246円

収 入 済 額	34,701,972円
---------	-------------

雑入（家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費）の状況

平成22年度末の収入未済額	17,401,612円
上記の平成24年1月末現在の収入未済額	16,375,738円
収 入 済 額	1,025,874円

敷金収入の状況

平成22年度末の収入未済額	1,279,900円
上記の平成24年1月末現在の収入未済額	1,215,850円
収 入 済 額	64,050円

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >
 港湾使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾使用料の収入未済額の状況

平成22年度決算額	2,341,360円
平成21年度決算額	2,341,360円
増 減 額	0円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成22年度決算額	10,277,390円
平成21年度決算額	35,154,706円
増 減 額	24,877,316円

平成19年度に「滞納処分事務処理要領」を策定し、毎月「未収金対策会議」を開催して対応状況等の検討を行うなど、鋭意未収金の削減及び発生防止に努めている。

その結果、平成22年度決算額で12,618,750円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに1,994,400円を収納した。

今後とも、個別及び全体の取組みを一層強化し、未収金の縮減に取り組みたい。

1「港湾使用料」

未収となっているのは、3法人であり、それぞれの対応状況は次のとおりである。

(1) A(株)(1,248,320円)に対しては、平成23年4月から同年12月までの間に8回の訪問指導を行ったが、収納がない状況である。今年度も、平成23年11月に金融機関に財産調査を行ったが、滞納処分可能な財産は見つからなかった。保有資産もなく、営業実態もないことから、平成24年1月17日に、不納欠損処分を視野に入れた2度目の滞納処分の執行停止を行った。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。今後は、県が港湾事業の駐車場として使用することとしている。

(2) B(株)(40,080円)に対しては、平成23年11月に金融機関等に財産調査を行ったところ滞納処分可能な財産は見つできなかった。また、営業実態もないため、不納欠損処分を視野に入れた2度目の滞納処分の執行停止を平成24年1月17日に行ったところである。

なお、占用物件(浮き棧橋)については、第三者に譲渡されており、新たな未収金の発生はない。

(3) 有C(1,052,960円)に対しては、平成23年4月から同年12月までの間にA(株)同様に8回の訪問指導を重ねた結果、「港湾施設使用料」に収納があった。今後もねばり強く、差押えも視野に入れた強力な納付指導を行っていく。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。現在は、「港にぎわい空間創出実証実験事業」の駐車場用地として活用している。

2「港湾施設使用料」

未収となっているのは、5法人であり、それぞれの対応状況は次のとおりである。

(1) 株D(4,073,490円)に対しては、平成23年4月から同年12月までの間に6回の納付指導を行っているが収納に至っておらず、今後は、差し押さえている同社所有の倉庫を、倉庫内物品を撤去させた後に、公売する予定である。

なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。

(2) 有C(1,077,230円)に対しては、今年度合計8回の納付指導を行った結果、平成23年4月に100,000円、9月に100,000円、12月に100,000円を収納した。今後も、差押えも視野に入れた強力な納付指導を行っていく。

なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。

(3) 有E(1,881,060円)に対しては、納付指導の結果、平成23年9月に100,000円、12月に100,000円を収納した。今後も、ねばり強く納付指導を行う。

なお、使用物件(野積み場)については、返地されており、新たな未収金の発生はない。

(4) A(株)(347,000円)については、上記「港湾使用料」に記載のとおり、平成23年11月に金融機関に財産調査を行ったが、滞納処分可能な財産は見つからなかった。不納欠損処分を視野に入れた2度目の滞納処分の執行停止を、平成24年1月17日に行ったところである。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。

(5) 有F(2,898,610円)は、平成21年度に発生した新たな未収金であるが、平成23年4月及び6月に合わせて1,494,400円を収納しており、引き続きねばり強く納付指導を行い、収入未済額の削減に努める。

なお、使用施設(県営上屋)については、返地されており、新たな未収金の発生はない。

< 東部県土整備局 鳴門庁舎 >

河川海岸使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況について

滞納しているのは1法人及び1個人で、それぞれの対応状況は次のとおり。

1 法人A(収入未済額517,125円)

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成22年度決算額	524,355円
平成21年度決算額	764,242円
増 減 額	239,887円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成22年度決算額	598,630円
平成21年度決算額	598,630円
増 減 額	0円

実質的に稼働していない倒産状態で、会社の所有地及び代表者宅等の不動産は売却されており、また、金融機関等に財産照会を継続して行っているが、滞納処分可能な財産は確認できていない。

代表者は、財産があれば支払いたいとの意思を見せていたものの、平成21年末から所在不明となっている。

今後については、家族への訪問を繰り返し、本人の所在を確認し未収金の回収に努めるとともに、滞納処分可能な財産を発見した場合は直ちに差押え・換価処分等の法的措置を実施し、収入確保に努める。

なお、当該法人に許可をしていた占用施設は返地されている。

2 個人B（収入未済額7,230円）

占用地に対する不満から、使用料の支払を拒否している。

平成23年10月に自宅訪問を行い納付書を占用者の家族に手渡したが、未だ納付されていない。

なお、平成23年9月以降は当該地の占有者でなくなっている。

今後、引き続き督促を行うとともに、法的手段も視野に、未収金の回収に努めていく。

港湾施設使用料の収入未済額の状況について

滞納しているのは2法人であり、対応状況は次のとおり。

3 法人C（306,600円）及び法人D（292,030円）

法人Cの代表者は法人Dの代表者の息子であるが、法人としての資本関係はない。

両法人とも活動はしておらず、倒産状態であるものの、法人Cは解散手続きが行われておらず、また、法人Dは解散決議されているものの清算が完了していない。

両法人について、昨年に引き続き平成23年10月に金融機関等に財産調査を行ったが、ともに滞納処分可能な財産は発見できていない。

法人Cの代表者は、個人として平成22年2月4日に破産手続きが開始され、同日手続き廃止、同年4月8日に免責決定されている。破産手続き開始により法人Cの取締役としての委任契約が終了すると思われるが、法人登記簿上は代表者のままとされている。

また、最近まで代表者は所在不明であったが、代表者の父親（法人Dの代表者）と再三面談する中で、千葉県船橋市に転居していることが判明した。

平成23年10月3日に督促通知を行ったが、未収金の納付には至っていない。

一方、法人Dに対して平成21年9月から平成24年1月まで14回、代表者を訪問し督促を行っているが、未収金の納付には至っていない。

今後、法人Cについては代表者と接触し債権回収を図り、法人Dについて引き続き面談を通じ納付を促していく。さらに、滞納処分可能な両法人の財産を発見した場合は、直ちに差押え・換価処分等の法的措置を実施し、収入確保に努める。

なお、両法人に許可していた港湾施設は原状回復されており、新たな許可は行っていない。

< 東部県土整備局 吉野川庁舎 >
河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成22年度決算額	4,105,530円
平成21年度決算額	5,120,041円
増 減 額	1,014,511円

収入未済額への対応については、督促状の発送と債務者宅へ訪問し納付指導を行い、収納を図るとともに新規案件の発生防止に努めている。

この結果、平成22年度決算額で4,105,530円であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに1,130,240円を収納しており、5名であった債務者は、4名となっている。

債務者4名の納付状況及び今後の対応策は次のとおりである。

債務者A

平成23年度から毎月30万円の分割納付をすることで合意しているが、納付が滞っている。本年度はこれまでに903,920円収納し、未収額は1月末現在で1,643,920円となっている。今年度中には平成22年度分全額を納付するよう督促しており、履行については毎月確認し、確実に納付されるよう指導していく。

債務者B

共同経営者も含めて指導し、少額ずつではあるが納付されている。本年度はこれまでに160,000円収納し、未収額は1月末現在で540,416円となっている。今後も未収金の縮減に向け督促を継続していく。

債務者C

共同経営者も含めて指導し、少額ずつではあるが納付されている。本年度はこれまでに64,088円収納し、未収額は1月末現在で148,554円となっている。今後も未収金の縮減に向け督促を指導していく。

債務者D

納付指導をしているものの本年度は納付が滞っており、未収額は1月末現在で642,400円となっている。今後も未収金の縮減に向けねばり強く督促を継続していく。

なお、債務者B、C、Dに対する強制徴収を検討し、財産調査も行ったが、強制徴収できる財産もなく、継続して納付指導を続けていく。

< 南部総合県民局企画振興部 美波庁舎 阿南庁舎 >
県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成22年度決算額	248,832,895円
平成21年度決算額	245,579,642円
増 減 額	3,253,253円

県税の収入未済額は、所得税から個人住民税への税源移譲があった平成19年度から増加に転じ、特に個人県民税については収入未済に占める構成比が83.9%を占めている。

県税収入の確保に向けての取組みとして、地方税法等関係法令並びに県税事務運営方針に基づき計画的かつ効率的な滞納整理に努めているが、特に個人県民税については、市町において個人住民税として賦課徴収していることから、徴収率向上のための各種支援を行っている。

平成20年度からは、「地方税法第48条に基づく徴収引継制度」を活用し、県が直接徴収する取組みを継続して実施しており、平成23年度も1町で実施中であり、高額困難事案の引き継ぎを受け、すでに一部滞納処分による徴収を実施するなど、町と連携し一丸となって徴収に努めている。

また市町税務職員の徴収に関する知識・技術の向上のため、「市町職員の税務事務研修生受入制度」を活用し、平成23年度においては、1町から研修生を受け入れて徴収技術のスキルアップを図った。

さらに徴収率向上に向けた「特別徴収制度の普及拡大」への取組みとして、普通徴収の事業所に対する周知に努めており、市町と共同し

た企業訪問、関連税理士訪問の実施、また、国・県・市町三者連携のもと、特別徴収推進のためのリーフレットを作成、活用することにより、各企業への普及の拡大に努めた。

自動車税を含めたその他の税目については、的確な進行管理はもとより、担当協議によって作成した処理方針に基づいた納税指導を行い、電話催告、訪問徴収のほか、「滞納繰越分整理強調月間（7～9月）」を設定、納付意思のない者に対しては早期の差押えを行うなど、滞納処分に重点をおいた滞納整理を行っている。

以上の結果、南部総合県民局管内の平成22年度決算における248,832,895円の県税収入未済額は平成24年1月31日現在190,372,334円となり、58,460,561円(23.5%、対前年1.7ポイント改善)縮減している。

今後とも、納期内納付の広報、納税指導により自主納税の促進を図り、新たな滞納の発生を防止するとともに、公正公平な税務行政を進めるため、滞納処分を含む厳正な滞納整理により県税収入の確保に努めたい。

また、個人県民税については市・町及び関係機関と連携の強化に努め、徴収支援の一層の充実を図りたい。

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成22年度決算額	7,739,948円
平成21年度決算額	7,534,376円
増減額	205,572円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	13,288,065円
平成21年度決算額	13,806,311円
増減額	518,246円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	1,882,083円
-----------	------------

返納金(7,739,948円)のうち、児童扶養手当返納金の未収(1,648,840円)については、担当職員と母子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導などを実施している。また、ケースの状況に応じたきめ細かな指導を図るため、ケース検討会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行った。

その結果、平成24年1月末現在、82,720円を収納することができた。平成23年4月1日現在の債務者5人の状況については、2名が完納、3名が分納を続けている。

また、新たな返納金の発生の未然防止策が極めて重要であることから、児童扶養手当の新規認定時や既受給者から現況届が提出される時点で、不正受給の注意を喚起するリーフレットを全員に配布し、返納金の発生防止に努めているが、今後とも、市町との連携を一層密にし、返納金の発生防止の徹底を図ってまいりたい。

生活保護返納金の未収(6,091,108円)についても、地区担当者の通常の訪問、査察指導員との同行訪問、文書による督促、電話による納付指導など、あらゆる機会を通じて、納付を求めている。また、履行期限の守られていない被保護者については、納付計画の見直しを含め、ねばり強い納付指導を行う等、債務者の状況に対応した適切な債権管理の徹底に努めている。

これらの結果、平成24年1月末現在、327,048円が収納されている。債務者数については、平成23年4月1日現在の19人のうち、3人については完済させることができ、16人に減少している。

また、昨年度から徴収が困難な保護廃止ケースからの回収にも積極的に取り組んでおり、生活状況の把握、直接訪問による納付指導を行った結果、債務者1名の完済につなげるとともに、居所不明であった者の所在を特定し、納付指導を再開したケースもあった。

今後とも、管内市町、民生委員等の関係者と緊密に連携し、債務者

平成21年度決算額	2,028,716円
増 減 額	146,633円

や扶養義務者の生活状況の十分な把握を進めながら、担当ケ-スワ-カ-と査察指導員が一体となって、収入未済額の徴収、新たな返納金の発生防止にお一層努めてまいりたい。

母子福祉資金貸付金元利収入の未収(13,288,065円)については、担当職員と母子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する納付指導を強化するためケ-ス検討会を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、徴収の実があがるよう努めている。年末の12月には、「償還指導強化期間」を設定し、訪問指導や電話による納付指導を強化した。特に、本年度は償還開始の連絡に際し、担当職員と母子自立支援員が通知を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めた。

その結果、平成24年1月末現在、740,490円を収納することができた。また、平成23年4月1日現在の債務者30人については25人まで減少し、収納が3年程滞っていた1名の債務者からも回収を再開することができた。

今後とも、貸付前からの滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子自立支援員による各種相談や母子自立支援プログラム策定事業の活用等、就労による自立支援にも一層強力に取り組んでまいりたい。

寡婦福祉資金貸付金元利収入の未収(1,882,083円)については、母子福祉資金貸付金元利収入の未収と同様に、担当職員と母子自立支援員が日々債権回収に努めているが、高齢で就労機会に恵まれていない債務者が多いので、平成24年1月末現在、5,211円の収納に止まっているが、今後も、ねばり強い償還指導に努め、収入未済額の縮減を図ってまいりたい。

<教育委員会学校政策課>

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	54,815,075円
平成21年度決算額	42,424,660円
増 減 額	12,390,415円

奨学金貸付金の未収金については、「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、督促や返還指導を行っているが、平成22年度に同マニュアルを改訂し、返還に関する手続き等を整備するとともに、「奨学金システム」において債権管理機能を追加する改良を行い、滞納者情報及び債権管理情報をデータベース化し、中長期的な債権管理の適正化を図った。

平成23年度の新たな取組みとして、次の2点の取組みを行った。
1点目として、平成23年6月に、滞納の未然防止として、返還時の負担を考慮した貸与月額の選択制の導入等を内容とする徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部改正を行い、平成24年度の新規貸与申請分から適用することとした。

2点目として、新規返還開始者で、初回の返還となる10月分が未納となった者に対する初動対応として、未納状態が長期間持続しないよう、集中的に電話督促を行うなど、返納指導を強化した。

また、平成22年度に引き続き、平成23年度においても8月に未収金対策強化月間を設定し、学校政策課内に「奨学金未収金対策チーム」を設置して、返還指導及び督促を充実させたことに加え、11月にはチーム編成を拡充し、初動対応に当たるなど、滞納者の状況に応じた指導や督促を集中的に行った。

このような取組みを進めた結果、平成22年度決算額で54,815,075円であった収入未済額のうち、平成24年1月31日までに3,478,063円を収納した。
 今後も引き続き、滞納者に対する指導や督促を実施し、一層の収入確保と新たな収入未済の発生の未然防止に努めたい。

<教育委員会人権教育課>
 教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成22年度決算額	252,784,568円
平成21年度決算額	231,401,410円
増減額	21,383,158円

教育委員会奨学金貸付金元金収入については、滞納者に対する督促状の送付や電話指導、戸別訪問指導日数の増加や重点化などの取組みによる返還指導の強化をさらに図るなど、奨学金貸付金債権管理マニュアルに基づき、課員全員体制で一層の歳入確保に努めた。
 その結果、平成22年度決算額で252,784,568円であった収入未済額に対し、平成24年1月31日までに2,300,500円を収納した。
 また、返還免除を含む奨学金返還制度について、より理解が得られるように、さらに工夫を加えた「奨学金返還のしおり」を作成し、周知を図るとともに、未収金削減月間(8月・1月)を設定し、奨学金相談窓口と組み合わせた戸別訪問の取組みによる返還免除申請手続きの促進を図った。
 さらに、貸与者に対する相談窓口のさらなる拡充を行うとともに、家庭状況も勘案しながらより適切な償還相談を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めた。
 今後とも、上記の取組みを継続するなかで、さらに創意と工夫を加えながら、より一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<参考>

未収金削減・新たな収入未済発生防止に係る取組状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
戸別訪問件数	197戸	384戸	418戸
相談窓口開設箇所数	18箇所	20箇所	22箇所
返還免除手続き者数	881人	1,007人	780人
返還免除額	272,772,535円	373,216,280円	226,598,405円

*平成23年度の返還免除額は、平成24年1月31日現在

<警察本部会計課>
 過料等について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

過料等の収入未済額の状況

未収となった放置駐車違反に係る放置違反金の収入確保に向けての取組みについては、督促状等の文書を送付して納付を促すとともに、滞納者の所在調査を徹底し、徴収職員が電話や自宅を訪問して納付を促している。このような督促を実施しても納付がない場合には、地方

平成22年度決算額	3,307,000円
平成21年度決算額	2,605,000円
増 減 額	702,000円

税の滞納処分の例により、財産の差押えとして銀行預金の差押えや、車検拒否制度を適用した徴収を実施するほか、「未収金対策強化期間」を設定し、重点的、集中的に対策を講じた。

その結果、平成22年度決算額で3,307,000円（219件）であった収入未済額のうち、平成24年1月末までに
 反復継続した督促の実施による徴収・・・771,000円(51件)
 面接等による徴収・・・・・・・・・・330,000円(22件)
 滞納処分（差押え）による徴収・・・・・・・・105,000円(7件)
 車検拒否制度の適用による徴収・・・・・・・・105,000円(7件)
 を行い、1,311,000円（87件）を収納した。

今後においても、適切な債権管理を行うとともに、所在不明者の追跡調査、反復継続した督促及び銀行預金等の財産の差押えなど、滞納者に対する積極的な督促等を継続して実施するとともに、徴収促進の強化期間の設定による集中的な未収金の徴収及び県外居住の滞納者に対する徴収強化などの施策を推進し、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

(3) 収入で未収となっているもの

< 企業局総務課 >
 給水収益及び営業雑収益の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

給水収益の収入未済額の状況

平成22年度決算額に係る 平成23年5月末残額	1,174,824円
平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	1,174,824円
増 減 額	0円

営業雑収益の収入未済額の状況

平成22年度決算額に係る 平成23年5月末残額	7,400円
平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	7,400円
増 減 額	0円

工業用水道料金及び延滞金の収入未済（債務者1法人）については、「延滞金の徴収に関する処理要領」に基づき、督促状発付や訪問による督促等を行ってきたが、現在、会社は事実上倒産し、代表者が行方不明となっている。

これまで、代表者の所在を確認するため、親族への聴き取りや住民票による所在調査を定期的に行っているが、依然として確認が取れない状況にある。法人の状況についても、登記事項証明書による定期的な調査を行っているが、法的整理や役員の異動などの動きはない。また、法人の財産については、登記事項証明書による財産調査を行ったが、保有する不動産は認められず、不動産以外の財産調査については当該債権の性質上困難である。

今年度は、所在調査及び法人の状況調査のほか、新たな債権回収の方法として、債権回収会社への債権回収業務の委託について検討を行ったが、工業用水道料金の債権については、債権管理回収業に関する特別措置法に定める特定金銭債権に該当しないことから、債権回収業務の対象外であり、現在、非特定金銭債権の調査業務委託の可能性（現状の調査よりもさらに効果的な調査ができるかどうか）について検討を行っている。

今後とも、破産手続などの法人の動向に注視しながら、引き続き、代表者の所在、法人の状況等について、適時、情報収集を行うなど適切な債権管理を行い、可能な限りの未収金回収に努めて参りたい。

< 中央病院 >
 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、未納

努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成22年度決算額に係る 平成23年5月末残額	76,601,282円
平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	66,197,324円
増 減 額	10,403,958円

者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明する等により、早期収納に努めている。

また、21年度から開始した「会計窓口の24時間化」により、患者の利便性を高めると同時に未収金発生抑制に努めるとともに、地域医療センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等各種社会保障制度等を紹介するなどの取組みにより、未収金発生防止に努めている。

これらの取組みにより、平成22年度決算額に係る平成23年5月末時点で76,601,282円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成24年1月末までに12,559,995円を収納した。

また、平成20年1月から平成23年3月までの間に、58名に対して法的措置として「支払督促」を実施し、うち12名については完納し、24名については分割納付を開始しており、法的措置による未収金回収額累計は、平成24年1月末までに4,140,720円となった。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、時間外診療における身分証明書類及び本人以外の連絡先の確認を徹底し、新たな未収金発生抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

< 三好病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成22年度決算額に係る 平成23年5月末残額	39,606,915円
平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	41,559,772円
増 減 額	1,952,857円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、電話・郵便による督促）を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、滞納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。

滞納者が再受診し会計する際にも、過去の未収金があることを告知し面接するなどして督促を行っている。

地域医療センターでは、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介するなどの取組みにより未収金発生防止に努めている。

これらの取組みの結果、平成22年度決算額に係る平成23年5月末残額が39,606,915円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成24年1月末までに53名から3,262,528円を収納した。

平成23年度は1月までに具体的な取組みを次のとおり行った。

長期間滞納者のうち督促を行っても支払いに応じない者に対しては、平成20年度から支払督促の申立や訴訟などの法的措置を行っている。平成22年度は4件（対象額1,037,662円）の手続きを進め、債務名義取得1件、和解2件、訴訟の取り下げ1件（破産宣告を受けていた）となったことに関し、平成23年5月31日現在8,000円を収納していたが、平成24年1月31日までに40,000円を収納し、合計48,000円の収納となった。

平成23年度は3件（対象額256,634円）の手続きを進め、平成24年1月31日現在、和解2件、債務名義取得予定1件となった。和解した2件については、平成24年2月から収納予定である。

平成19年度から平成22年度にかけて入院費の未収金がある患者又は平成21年度から平成22年度にかけて外来費の未収金がある患者であって、1,000円以上の未収金がある者の合計159名について

は、平成23年8月、9月、11月及び平成24年1月に督促状を発送した結果、平成24年1月31日までに341,929円を収納した。
 滞納者が外来受診・入院した際には面接を実施し督促を行っているが、平成23年6月1日以降、11名と面接（延べ30回）し、356,581円を収納した。
 今後の具体的な取組みとしては、平成24年2月以降に、平成22年4月から平成23年3月までの間に未収金があり、同年9月30日時点で入金がない者及び分割納付が滞っている者の合計52名（対象額2,876,878円）に対し、家庭訪問による徴収を実施する。
 今後とも、未収金発生を未然に防止するため、患者の状況に応じた各種社会保障制度等の相談に応じるなどの取組みに努めるとともに、電話・郵便・居宅訪問による督促及び必要に応じた法的措置を継続して行うことにより未収金の回収に努めたい。

<海部病院>
 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成22年度決算額に係る 平成23年5月末残額	7,002,199円
平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	6,172,914円
増減額	829,285円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、未納者に対して分割納付・高額療養費制度の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。
 また、地域医療センターでは、平成23年度より新たに配置された医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介するなどの取組みにより、未収金発生防止に努めている。
 これらの取組みにより、平成22年度決算額に係る平成23年5月末時点で7,002,199円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成24年1月末までに1,269,715円を収納した。
 なお、長期間滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない4名に対しては、平成21年度から法的措置として「支払督促」を実施して、うち3名については分割納付を開始、1名については債務名義を取得するなどし、法的措置による未収金回収額累計は、平成24年1月末までに335,000円となった。
 今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の防止に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

(4) 委託業務に係る事務処理で適切でないもの

<南部総合県民局農林水産部 美波庁舎 >
 委託業務受託者からの進捗状況報告について、組織的な確認を徹底する必要がある。

次の再発防止策を講じた。
 1 職員研修の実施
 平成23年7月11日に関係職員への研修を実施し、「委託業務の適正な執行・検査について(通知)」(H22.12.1付け農村第100162号農林水産部長通知)に基づく委託業務進行管理の周知を図るとともに、進行管理意識の高揚に努めた。
 また、平成23年7月21日には、農林水産部(美波)の工事関係者が構成員となっている南部総合県民局農林水産部美波部会建設工事審査委員会において、「業務の進行管理に係る進捗状況を受託者から毎翌月1日に報告させ、担当及び管理職員が確認し、上司

	<p>の決裁を受けること。」を再確認した。</p> <p>2 「委託業務特記仕様書」への履行報告項目の追加 「徳島県農林土木委託業務における履行報告書の提出について（通知）」(H23.12.1 付け農村第640号農村振興課長・森林整備課長通知)に基づき、委託業務受託者に対して委託業務進捗状況の報告を義務付けるため、「委託業務特記仕様書」に履行報告の項目を追加し、平成23年12月15日以降の委託業務契約から実施している。 なお、農林水産部(美波)では、平成23年7月以降において、9月に1件の委託業務を発注しており、当該委託業務から、毎翌月1日に業務履行報告書を提出させて上司の決裁を受け、業務の進捗状況を確認している。 今後も、所属内会議等の機会を捉え、委託業務の進捗管理の取扱いについて周知徹底を図り、適正な事務処理に取り組む。</p>
<p>< 南部総合県民局県土整備部 阿南庁舎 > 委託業務受託者からの進捗状況報告について、組織的な確認を徹底する必要がある。</p>	<p>次の再発防止策を講じた。</p> <p>1 委託業務の進行管理体制を充実・強化するため、次のような措置を行った。 (1) 委託業務の契約後、工事監督表が回覧される際に、工事監督表に「毎月1日工程表」と付箋を付け、受託者より毎月の進捗状況の報告を受ける業務であることの認識を徹底させることとした。 (2) 担当リーダーが、毎月末に工程表提出の注意喚起メールの発出を行うこととした。 (3) 対象となる業務について、「毎月1日工程表」による進捗状況確認シートを作成し、担当ラインでチェックを行うこととした。 これらの措置により、進捗状況を把握する必要のある平成23年度の委託事業、10月22件、11月23件、12月27件及び1月31件については、全て期日内に受託業者から進捗状況の報告が提出され、進行状況の把握が適正に行われた。</p> <p>2 職員研修の実施 平成23年8月1日には、委託業務に係る事務処理をはじめ、適正な事務処理の推進のための職員研修を南部総合県民局県土整備部<阿南庁舎>の全職員を対象に実施した。</p>
<p>< 南部総合県民局県土整備部 那賀庁舎 > 委託業務の検査について、組織的な確認を徹底する必要がある。</p>	<p>次の再発防止策を講じた。</p> <p>1 6月20日に、委託業務の検査員が当該業務所掌外の課長であることを改めて職員に周知し、検査体制の徹底を図った。 検査の実施にあたっては、検査を担当する課長に委託業務内容の事前説明を行うとともに、課長間で検査に関する勉強会を随時開催するなど、検査に関する情報の周知と共有化に努め、検査内容の向上を図ることとした。 さらに、通知文書の適正な管理のため、次長(社会基盤施設担</p>

		<p>当)を「通知文書管理責任者」、工務課長を「通知文書管理担当者」とした。</p> <p>通知文書管理責任者は、通知文書を受け取ったとき、速やかに担当職員へ周知するとともに、係長会議や職場研修等の場において、繰り返し周知徹底を図ることとした。</p> <p>2 7月8日に「徳島県県土整備部委託業務検査要領」をはじめ、不適切な事務処理に係る再発防止策について文書を回覧、各担当者に改めて周知徹底した。</p> <p>3 7月27日に、係長会議で再度注意喚起を行った。</p> <p>これらの措置により、平成23年6月20日以降に実施した委託業務の検査、7月2件、8月4件、9月3件、10月6件、11月6件、12月13件及び平成24年1月2件については、全て適切に検査が行われた。</p>
(5) 契約事務で適切でないもの	<p>< 下水環境課 > 随意契約において、契約の相手方を決定するに当たっては会計規則等に基づく事務処理を徹底する必要がある。</p>	<p>会計規則等に基づく事務処理に不備があったことや業務に関する法令等の事前の検討が不十分であったことが、今回の不適切な事務処理の原因である。</p> <p>このため、今後、二度とこのような問題が発生しないよう、平成23年8月23日に課員に対して徳島県会計事務の手引き等を使った研修を実施し、契約事務における手続き等を周知徹底するとともに、事前準備段階における関係法令等の事前調査の徹底を指示した。</p> <p>また、平成24年2月2日には、会計課職員による課内研修を実施した。</p> <p>さらに、課内のチェック体制についても、決裁段階等での点検、確認を徹底するよう指示し、再発防止に努めている。</p> <p>このような再発防止策を講じた結果、平成23年度執行分については、会計規則等に則した手続きを行うとともに、担当リーダー、副課長、課長によるチェック体制を徹底することにより、適正な執行を行っている。</p>
	<p>< 南部総合県民局県土整備部 美波庁舎 > 委託業務に係る仕様について、十分な確認を行うよう、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>次の再発防止策を講じた。</p> <p>1 仕様書作成担当者には、仕様書作成及び県事業発注制度の基本事項について周知を徹底するとともに、年度をまたがる調査が必要な案件があった場合、各年度ごとに分割発注が可能かどうかを担当係だけでなく、建設工事審査委員会で十分に検討することとした。</p> <p>2 そして、分割発注ができない場合は、関係者と早期に協議し、債務負担の設定を検討するなど適切な契約事務を行うことにより、再発防止に努めた。</p> <p>3 平成23年7月6日には係長会議を開催し、再度、再発防止の徹底を図った。</p>

		<p>これらの措置により、平成23年6月22日以降契約した委託業務、7月12件、8月12件、9月17件、10月15件、11月4件、12月16件及び平成24年1月9件については、すべて適切な仕様・履行期間で契約が行われた。</p>
	<p>< 中央病院 > 物品調達事務について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。</p>	<p>医療器械の購入については、1千万円未満のものは病院で執行しており、その購入計画は各局の局長等で構成する「医療器械購入委員会」で策定していた。</p> <p>なお、年度途中で器械が修繕不能など、緊急の必要性がでてきた場合には、臨時の「医療器械購入委員会」を開催し、承認されたものを既決予算の組み替えで執行していた。</p> <p>平成22年度に購入した医療器械についても、この「医療器械購入委員会」で器械の必要性や機種等を審議していたが、業者選定や入札方法については「物品購入業者選定委員会」で審議する必要があったにもかかわらず、開催せずに入札執行伺の決裁において決定していたものがあった。</p> <p>不適切な事務処理が看過される原因は、こういったチェック体制の不備にあると考え、病院局は医療器械や備品等の調達手続きを規定した「物品購入改善マニュアル」を改訂し、これに基づいて中央病院としても審査体制を強化し、手続きの明確化など、契約事務の適正な運用に改めた。</p> <p>具体的には、「物品購入業者選定委員会」を確実に開催するほか、物品の要求と発注における担当を分離するなどといった審査体制の強化に加え、購入伺や見積徴収伺、経費支出伺などは事前に確実に文書によって行うこと、1件の予定価格が30万円以上の物品購入は原則一般競争入札とすること等を行っている。</p> <p>この他にも、予定価格が1件30万円以上の医療器械購入についての調達計画や発注状況をホームページで公表する、医療器械の仕様書については汎用性のあるものとして競争性を確保し、やむを得ず実質的に仕様内容が1機種に特定される見込みがある場合は、病院局に設置する「徳島県病院事業医療器械等購入審議会」に諮る、各部門ごとに物品管理の責任者として正副の「物品取扱員」を任命し、物品の検収は原則としてこの物品取扱員が立ち会った上で、複数者により確実にを行うものとする、等の改善策をとり、組織的なチェック体制の強化に努めている。</p> <p>また、その他に、病院の全職員を対象に、月1回以上のコンプライアンス研修を行い、意識改善の啓発に努めている。</p> <p>今後は、不適切な事務処理を許さない強い決意を持ってこれらの改善策を実施し、事務の適正化に努めてまいりたい。</p>
<p>(6) 工事に係る事務処理で適切でないもの</p>	<p>< 南部総合県民局農林水産部 美波庁舎 > 林道工事の実施に当たり、設計基準に定められた必要な調査を行い、安定性を確認した上で施工するよう、組織的な確認を徹底する必要がある。</p>	<p>次の再発防止策を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員研修の実施 今回の案件は、現場担当者が実施する必要がある調査に気づかず、それを担当リーダーほか管理者がチェックできなかったこと

		<p>により発生していることから、平成23年8月3日に管理職員・担当職員への研修を実施し、工事施行に係る設計基準・技術規程等の周知とともに、法令遵守意識の高揚を図った。</p> <p>2 チェックリストの作成 近年、土木工事等におけるこのような調査確認事項は契約関係・技術関係を含め非常に多くなっており、事業に関わるラインのそれぞれが十分にそれらに関する知識を持つことが求められていることから、農林水産部(美波)では、平成23年8月に独自のチェックリストを作成し、担当者・決裁者のそれぞれが随時確認を行うこととした。</p> <p>また、チェック項目については、毎年度当初にこれらの調査確認事項に関する打合会を開催し、法令等の改正に応じて随時追加・修正を行っていくこととした。</p> <p>なお、今回の案件に関しては、当該工事地から試料を採取し、土質試験を行い、盛土の安定性を検証した結果、盛土が安定していることを確認した。</p> <p>今後も、所属内会議等の機会を捉え、工事施行に係る設計基準等の重要な留意事項についての確認を徹底し、組織として再発防止と適正な事業執行に取り組む。</p>
(7) 物品の管理で適切でないもの	< 中央病院 > 郵便切手類について、郵便切手・葉書受払発送簿で、その出納記録を整理・決裁することとされているにもかかわらず、これがなされていないものがあった。今後、財務規程に沿った事務処理ができるよう、チェック体制を強化する必要がある。	郵便切手類の受払は総務担当がしているが、今回指摘のあった葉書の受払については、要求元から直接管財担当へ要求があり購入したために、総務担当が把握できておらず、出納記録がなされていなかった。 <p>これを踏まえて、葉書についても購入払出については、必ず総務担当を介することとし、購入の際は、郵便切手と葉書の両方について、総務担当から他の物品購入時と同様に「物品等購入要求書」により管財担当へ要求し、納品・検品を経て、受入を行い、払出を含め、適正に出納記録を行うように改善し、チェック体制を強化した。</p>